本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四二号）（厚生労働省）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二三年法律第七三号）の施行期日を平成二六年四月一日とすることとした。

◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令（政令第四三号）（厚生労働省）

1　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第四条の二第一項に規定する施設に係る国から承継される権利及び義務等を規定することとした。（第一三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第四四号）（内閣府本府）

1　平成一二年から平成二二年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成一二年から平成二三年までの間に改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四五号）（経済産業省）

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成二三年法律第一〇九号）の施行期日を平成二四年四月一日とすることとした。

◇電気事業法施行令等の一部を改正する政令（政令第四六号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成二三年法律第一〇九号。以下「改正法」という。）により、新たに追加された卸供給の供給条件に係る変更届出の受理、同届出内容の効力発生日の短縮及び同届出内容の変更命令等についての事務を経済産業局長に委任することとした。（第九条関係）

二　ガス事業法施行令の一部改正関係

改正法により、新たに追加された特定状況下における一般ガス事業供給約款の変更届出、同届出内容の効力発生日の短縮及び同届出内容の変更命令等についての事務を経済産業局長に委任することとした。（第一三条関係）

三　電源開発促進税法施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

四　施行期日

この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第四七号）（厚生労働省）

1　児童福祉司の担当区域を人口おおむね四万から七万までを標準とすることとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四八号）（内閣府本府）

1　平成二三年等に発生した豪雨、暴風雨及び地滑りによる災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四十二号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

財務大臣　安住　淳

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四十三号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）附則第四条の二第一項及び第二項、同条第三項において準用する同法附則第三条第四項並びに同法附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（法附則第四条第一項に規定する施設に係る国から承継される権利及び義務等）

第十三条　法附則第四条の二第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一　厚生労働省の所属に属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。次項第一号において「土地等」という。）のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務

二　厚生労働省の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するものに関する権利及び義務

三　法附則第四条第一項に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの